**平成２４年（フ）第７８６号**
埼玉県ふじみ野市亀久保1221番地24
債務者　相沢　友美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第８１２号**
埼玉県坂戸市大字片柳2193番地１　ポートアイランド坂戸306号室
債務者　小谷部愼一
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第１３０７号**
千葉市緑区大椎町1302番地８
債務者　今野絵里佳
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第２２５８号**
愛知県津島市愛宕町９丁目78番地　パークハウスＩＴＯ　Ａ棟203号
債務者　髙濱みつ子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２２８０号**
名古屋市西区名西２丁目16番19号　青葉荘８号
債務者　岡部　　透
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９２号**
兵庫県姫路市古二階町32番地　カサディフォーレ201
債務者　安井　章二
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１９３号**
兵庫県姫路市古二階町32番地　カサディフォーレ201
債務者　安井かおり
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第５６８号**
兵庫県高砂市米田団地４番202号
債務者　高谷　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第５６９号**
兵庫県高砂市米田団地４番202号
債務者　高谷　　智
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第３５４号**
長崎県西海市大瀬戸町多以良内郷423番地１多以良団地Ａ棟105号、旧住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷265番地１
債務者　吉村　静子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第８１２号**
仙台市泉区南光台６丁目８番10号
債務者　千葉　榮子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第８１３号**
宮城県岩沼市桜３丁目13番51―306号
債務者　長橋　光明
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第８２３号**
仙台市宮城野区安養寺１丁目11番11号
債務者　黒澤　　広
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４４号**
福島市土湯温泉町字堤ヶ平34番地の２
債務者　佐藤　裕樹
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福島地方裁判所

**平成２４年（フ）第１５６号**
福島市永井川字北谷地８番地の１　コーポ永井川101号室、従前の住所福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端20番地の１
債務者　矢吹　美香
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福島地方裁判所

**平成２４年（フ）第９０号**
茨城県鹿嶋市大字平井１番地４
債務者　田塚　裕美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第２７５号**
茨城県猿島郡境町大字伏木39番地14
債務者　染谷恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部